

政令第三百九十三号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「同号イ」を「同号イ(1)」に、「受けている旨」を「受けている旨又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を保有している旨（いずれも）」に改める。

第四条の三中「並びに」を「（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに」に改める。

第四条の十二第二項第五号中「第六十一条第一項第二号イ」を「第六十一条第一項第二号イ(1)」に、「締約国原産地証明書（」を「締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等（いずれも）」に改める。

第八条の四第八号中「」又は」を「）、」に、「」の規定」を「）又は関税暫定措置法第九条の二第三項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定」に改め、「免除」の下に「若しくは関税の譲許の便益の適用」を加える。

第三十六条の三第三項及び第五十一条の十二第三項中「同号イ」を「同号イ(1)」に改め、「規定する締約国原産地証明書」の下に「又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等」を、「当該締約国原産地証明書」の下に「又はオーストラリア協定原産品申告書等」を加える。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この号において「オーストラリア協定」という。）」に改め、同号イ中「ロにおいて」を「以下この号において」に、「書類」を「又は申告する書類」に、「以下この条において「締約国原産地証明書」という。）」を「）であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イに次のように加える。

- (1) 当該貨物が締約国原産品であることを証明した書類（以下この条において「締約国原産地証明

書」という。）

(2) 当該貨物がオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）であることを申告する書類であつてオーストラリア協定第三・十六条の規定に基づき作成されたもの（第五項において「オーストラリア協定原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第四項においてこれらの書類を「オーストラリア協定原産品申告書等」という。）

第六十一条第四項中「及び締約国品目証明書は、その証明」を「、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書は、これら」に改め、同項ただし書中「その証明」を「これ」に改め、同条第五項中「締約国原産地証明書」の下に「及びオーストラリア協定原産品申告書」を加え、「その証明」を「これら」に改め、「発給」の下に「又は作成」を加える。

（税関関係手数料令の一部改正）

第二条 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「」又は「を」に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「定率法の承認」という。）、「に」、「又は免税）に」を、「免税又は戻し税等）に規定する工場の承認又は関税暫定措置法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に」に、「承認を」を「承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「暫定措置法の承認」という。）を」に改め、「（製造工場の承認手数料）」を削り、「同じ。」の下に「又は関税暫定措置法第九条の二第八項」を加え、同条第二項中「第九条第二項」の下に「（製造が終了した場合の届出及び検査）」を、「含む。」の下に「又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十三条の七第二項（製造が終了した場合の届出及び検査）」を、「第十三条第八項」の下に「又は関税暫定措置法第九条の二第八項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について定率法の承認及び暫定措置法の承認を併せて受けている者に対し、定率法施行令第九条第二項の規定による検査及び関税暫定措置法施行令第十三条の七第二項の規定による検査を併せて行うときは、定率法第十三条第八項の規定により納付すべ

き手数料の額及び関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、それぞれその二分の一に相当する額とする。

第八条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について定率法の承認を受けた日以後当該定率法の承認の

期間内に暫定措置法の承認を併せて受けた者（定率法施行令第九条第二項又は関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造を行う者を除く。）が関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該暫定措置法の承認の期間の末日が当該定率法の承認の期間の末日以前である場合 イに掲げる面積を延べ面積とみなして第一項の規定を適用した場合に得られる額からロに掲げる延べ面積を計算の基準として同項の規定を適用した場合に得られる額を控除した額に相当する額

イ 当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積と当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積とを合算した面積（当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積及び当該定率法の承認を受けた工場

の延べ面積に重複する区域の面積が含まれている場合には、当該合算した面積から当該重複する区域の面積を控除した面積)

ロ 当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積

二 当該暫定措置法の承認の期間の末日が当該定率法の承認の期間の末日後である場合 同日以前の期間について前号の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）及び同日後の期間について当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積を計算の基準として第一項の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）を合算した額に相当する額

4 同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について暫定措置法の承認を受けた日の翌日以後当該暫定措置法の承認の期間内に定率法の承認を併せて受けた者（定率法施行令第九条第二項又は関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造を行う者を除く。）が定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該定率法の承認の期間の末日が当該暫定措置法の承認の期間の末日以前である場合 イに掲げる面積を延べ面積とみなして第一項の規定を適用した場合に得られる額からロに掲げる延べ面積を計算の基準として同項の規定を適用した場合に得られる額を控除した額に相当する額

イ 前項第一号イに掲げる面積

ロ 当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積

二 当該定率法の承認の期間の末日が当該暫定措置法の承認の期間の末日後である場合 同日以前の期間について前号の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）及び同日後の期間について当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積を計算の基準として第一項の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）を合算した額に相当する額

第九条第一項中「含む。」の下に「若しくは関税暫定措置法第九条の二第五項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）」を加え、同条第三項中「第二条から第四条まで又は前条第一項」を「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項」に

改め、同項ただし書中「（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法」を、「定率法」に、「又は免税）の」を「、免税又は戻し税等）若しくは関税暫定措置法第九条の二第一項の」に改める。

第十三条の四第一項中「、次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同項の表中「戻し税」を「戻し税等」に改め、同表に次のように加える。

関税暫定措置法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定に基づく承認	同条第八項
--	-------

第十三条の四第二項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」を削り、同条第三項中「（災害による期限の延長）」を削り、同条第五項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」及び「（次項において「申請者」という。）」を削り、同条第六項中「申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第二条第一項、第三条第一項（第八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四条第一項の規定により計算される額（第二条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第四項の規定に

より軽減される額を控除した額とし、第三条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第三項の規定により軽減される額を控除した額とする。」を「当該施設に係る行政処分に係る手数料の額」に改め、同項第二号中「納付すべき」を削る。

第十四条第一項中「第二条から第四条まで又は第八条第一項」を「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二」を「第十九条の二・第十九条の三」に、「第六章 軽減税率等(第三十二条・

第三十三条)」を「第六章 軽減税率等(第三十二条・第三十三条)

第六章の二 オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用(第三十二条)に改める。

三十三條の二―第三十三條の十一)」

第十三条中「であること又は」を「であること、」に、「発動日又は」を「発動日若しくは」に、「で

あることの」を「であること又は法第七条の八第二項に規定する発効日前において本邦に向けて送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であることの」に、「当該物品又は」を「当該物品、」に、「豚肉等に」を「豚肉等又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉に」に改める。

第十四条から第十六条までの規定中「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改める。

第十八条第一項中「輸入数量」の下に「（同項に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。）」を加え、「法第七条の五第二項」を「同条第二項」に、「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該協定対象外輸入数量を算出する場合については、第十四条第一項中「計上される数量」とあるのは、「計上される数量（以下この項において「統計計上数量」という。）」（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生日（以下この項において「協定発効日」という。）の属する月においては、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量（協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から協定発効日前までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と協定発効日以降の期間の同協定の規定に基

づきオーストラリアの原産品とされるものであることを第十八条の二で定めるところにより税関長が認められたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量を除く。)とする。)と読み替えるものとする。

第十八条第二項中「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものの確認方法)

第十八条の二 法第七条の五第一項第一号に規定する経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)第六十一条第一項第二号イ(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するため)の書類等)に掲げる書類(同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。)に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書

」とあるのは「及びオーストラリア協定原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と読み替えるものとする。

第十九条中「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改める。

第十九条の二に次の一号を加える。

十四 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

第三章の二中第十九条の二の次に次の一条を加える。

（オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法）

第十九条の三 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度における輸入数量について準用する。

第二十一条中「（昭和二十九年政令第百五十号）」を削る。

第三十二条第一項第一号中「第六十五条」の下に「（児童福祉施設の指定）」を加え、「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）を除く。）、関税率表第〇四〇六・四〇号に掲げるブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの
- 二 関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、シュレットチーズの原料として使用するもの

三 関税率表第一七〇一・一四号の二に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のもの（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十九・三度未満に相当するものであり、かつ、農林水産省令で定める方法により精製するものに限る。）

四 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げるココアを含有する調製食料品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの

五 関税率表第二〇〇二・九〇号の二の(一)に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの

第三十三条第一項中「同条第二項に規定する」を「同条第二項各号に掲げる」に改め、同項第三号中「第十六号」の下に「並びに同条第二項第一号及び第二号」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる証明書を当該書面に添付しなければならない。

一 当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるとき

その旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書

二 当該物品が前条第一項第十六号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

三 当該物品が前条第二項第三号に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のものであるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

第三十三条第三項中「同条第二項に規定する」を「同条第二項各号に掲げる」に改め、同条第四項中「同条第二項に規定する」を「同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる」に改め、同条に次の二項を加える。

16 法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を精製用を使用する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所（蔵置場が異なる場合は、蔵置場を含む。）

二 当該物品を精製用に使用する者にあつては、次に掲げる事項

イ 使用した当該物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日

ロ 当該物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日

ハ 事業場から出した当該物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

17 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者又は当該物品を精製用に使用する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用

(飼料の指定)

第三十三条の二 法第九条の二第一項に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原料品から成る飼料で財務省令で定め

る規格を備えるものとする。

(譲許の便益の適用をしない製造)

第三十三条の三 法第九条の二第一項各号に掲げる原料品の数量に対する飼料の数量の割合がその製造の方法、工場の設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下るときは、その下る部分に対応する数量の原料品については、当該各号に規定する製造がされなかつたものとみなす。

(製造工場の承認申請手続)

第三十三条の四 法第九条の二第一項に規定する製造工場についての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 当該製造工場の名称、所在地、構造及び延べ面積
- 二 当該製造工場について承認を受けようとする期間
- 三 当該製造工場において法第九条の二第一項の規定による関税の譲許の便益の適用を受けて使用しようとする原料品の品名

四 当該製造工場において前号の原料品を使用して行おうとする製造の方法及び計画並びに当該製造に

よる製品の品名

2 前項の申請書には、承認を受けようとする製造工場及びその付近の図面を添付しなければならない。

ただし、税関長がその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続)

第三十三条の五 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けようとする者は、その

譲許の便益の適用を受けようとする原料品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、

その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料

品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない

い。

2 前項の原料品の輸入申告は、法第九条の二第一項に規定する承認を受けた製造者の名をもつてしなければならない。

(同種の原料品を混用する場合の手続)

第三十三条の六 法第九条の二第四項の規定により税関長の承認を受けようとする者は、製造用原料品(

同項に規定する製造用原料品をいう。以下同じ。）にこれと同種の他の原料品を混じて使用する前に、これらの原料品の品名及び数量を記載した申請書をこれらの原料品を使用する製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、製造用原料品及びこれに混じて使用しようとする同種の原料品の性質、製造の工程その他の事情により税関長がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定期間内の製造に関し一括して行うことができる。この場合においては、同項に規定する記載事項のうち税関長が必要がないと認めるものの記載を省略することができる。

（製造が終了した場合の届出及び検査）

第三十三条の七 法第九条の二第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

- 一 製造用原料品による製品及び副産物の品名及び数量
- 二 使用した製造用原料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む）

む。

三 前号の製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用したときは、その同種の他の原料品の品名及び数量並びに当該原料品の使用について法第九条の二第四項の規定による承認を受けた年月日

四 製造工場の名称及び所在地

2 製造用原料品による製造をした者は、税関長が法第九条の二第一項に規定する製造工場の承認をするに際し、その者の使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、同条第五項の規定による届出により必要な検査をするものとして指定した製造工場において当該製造をした者であるときは当該届出により必要があるとされるごとに、その他の製造工場において当該製造をした者であるときは税関長の必要と認める時期に、それぞれその製品について検査を受けなければならない。

3 税関は、法第九条の二第五項の規定による届出により検査をしたときは、製品検査書その届出をした者に交付するものとする。

(製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続)

第三十三条の八 法第九条の二第六項ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその承認を受けようとする製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該製造用原料品の品名、数量及び価格

二 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三 当該製造用原料品について関税の譲許の便益の適用を受けた用途及びその置かれている場所

四 承認を受けようとする理由

（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）

第三十三条の九 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者（次条の届出書に係る製造用原料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。）は、その製造用原料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原料品又はその製品の品名及び数量、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の

年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第九条の二第五項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。

2 法第九条の二第七項ただし書に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原料品又は製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 法第九条の二第七項ただし書において準用する関税率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原料品又は製品を法第九条の二第一項各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、関税率法施行令第三条第一項各号（変質又は損傷による減税の手続

）に掲げる事項のほか、当該原料品又は製品が置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原料品又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

（製造用原料品の譲渡の場合の届出）

第三十三条の十 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、当該関税の譲許の便益の適用を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に規定する製造に使用する用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名又は名称

二 当該製造用原料品の品名及び数量並びに税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と法第九条の二第一項に規定する譲許の便益による税率により計

算した関税の額との差額に相当する額

三 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

四 当該製造用原料品が置かれている場所

五 譲渡しようとする先の製造工場の名称及び所在地

六 譲渡しようとする理由

（製造用原料品に関する記帳義務）

第三十三条の十一 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造工場に入れた製造用原料品の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

二 使用した製造用原料品又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用

の年月日

三 製造用原料品を使用してできた製品（以下この項において「製品」という。）及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日

四 法第九条の二第五項の規定による検査を受けた製品又はその副産物の品名及び数量並びにその検査の年月日

五 製造工場から出した製造用原料品、製品又はその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

六 製造工場において亡失し、又は滅却された製造用原料品、製品又はその副産物があるときは、その品名及び数量並びに亡失又は滅却の年月日、場所及び事由

2 税関長は、製造用原料品の数量、製造の期間その他の事情により前項各号に掲げる事項を記載させる必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

第三十八条第十三号中「第一〇・〇三項、」を「及び第一〇・〇三項に掲げる貨物のうち法第九条の二第一項の規定の適用を受けないもの並びに関税率表」に改め、同条第十四号中「第十三条第一項」の下

に「（製造用原料品の減税又は免税）」を加える。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第七一号」の下に「、第七一号の二」を加える。

別表第四二号中「同項第二号イ」を「同項第二号イ(1)」に改め、同表第五三号の三中「限る。」の下に「若しくは同令第六十一条第一項第二号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等（以下「オーストラリア協定原産品申告書等」という。）」を加え、「同条第四項」を「同令第三十六条の三第四項」に、「同令第六十一条第一項第二号ロ」を「同号ロ」に、「同令第三十六条の三第七項」を「同条第七項」に改め、同表第五号及び第五六号の二中「限る。」の下に「若しくはオーストラリア協定原産品申告書等」を加え、同表中第七一号の二を第七一号の三とし、第七一号の次に次の一号を加える。

七一の二

関税暫定措置法第九条の二第五項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定による届出、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は

同条第七項ただし書の規定による承認の申請

別表第七三号の二中「若しくは第十五項」を「第十五項若しくは第十七項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七三の三	関税暫定措置法施行令第三十三条の五第一項（製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続）の規定による書面の提出
七三の四	関税暫定措置法施行令第三十三条の十（製造用原料品の譲渡の場合の届出）の規定による届出書の提出

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八項ただし書中「ただし、」の下に「別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項目割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について農林水産大臣が特に必要があると認めるとき、又は」を加え、「経済産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

10 財務大臣は、別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同

項(三)、(六)及び(九)に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

別表第一に次のように加える。

八	経済上の連	(一)
携に関する	(二)	関税率表第〇四〇三・一〇号の二の(一)に掲げる物品
日本国とオ	(三)	関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品(乾燥固形分が全重量
ーストラリ		の四八%以下のもの(一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍
アとの間の		し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに
協定(以下		限る。)を除く。)並びに関税率表第〇四〇六・四〇号及び第〇四
「オースト		〇六・九〇号に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令(昭
ラリア協定		和三十六年政令第百五十三号)別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇

「という。

」

六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの

(四) 関税率表第〇四〇六・二〇号に掲げる物品

(五) 関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品

(六) 関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に

関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、シュレットチーズの原料として使用するもの

(七) 関税率表第一一〇七・一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの

(八) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー

別表第三に次のように加える。

		<p>類及びキャラメル以外のもの</p> <p>(九) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレート原料として使用するもの</p> <p>(一〇) 関税率表第二一〇五・〇〇号に掲げる物品のうちアイスクリーム</p> <p>(一一) 関税率表第三五〇五・一〇号の一に掲げる物品</p>
九	オーストラリア協定	<p>(一) 関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・四九号の二の(一)、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号及び第一六〇二・四九号の二に掲げる物品</p>

(二) 関税率表第〇二〇六・一〇号、第〇二〇六・二一号、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号、第〇二一〇・二〇号及び第〇二一〇・九九号の二に掲げる物品

(三) 関税率表第〇二〇七・一一号、第〇二〇七・一二号、第〇二〇七・一三号、第〇二〇七・一四号の二、第一六〇二・三一号の二の(一)、第一六〇二・三二号の二及び第一六〇二・三九号の二の(一)に掲げる物品

(四) 関税率表第〇四〇九・〇〇号に掲げる物品

(五) 関税率表第一六〇一・〇〇号、第一六〇二・一〇号及び第一六〇二・二〇号の一に掲げる物品

(六) 関税率表第一六〇二・五〇号の二に掲げる物品(同号の二の(二)のAに掲げる物品のうち米を含むもの以外のものに限る。)

(七) 関税率表第二〇〇九・一一号、第二〇〇九・一二号及び第二〇〇

附 則

九・一九号に掲げる物品

(八) 関税率表第二〇〇九・七一号及び第二〇〇九・七九号に掲げる物

品

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。